

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	42	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>		
要望項目名	成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 成田国際空港株式会社が所有する以下の固定資産 ①基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）の用に供する土地及び構築物 ②航空保安施設の用に供する固定資産 ・特例措置の内容 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（4分の3）について、その適用期限を平成25年度まで延長する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第24項 地方税法施行令附則第11条第31項		
減収見込額	(初年度) — (▲785) (平年度) — (▲785) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の国際線のメイン空港である成田国際空港の設置・管理という、極めて公益性が高い事業を行い、国が100%の出資を行っている成田国際空港株式会社（以下「成田会社」という。）の経営安定化を図ることにより、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）等で示された成田国際空港の抜本的な容量拡大・機能強化を成田会社に着実に実施させ、成田国際空港のアジアのハブ空港としての地位確立を図り、首都圏の都市間競争力を大幅に強化し我が国にヒト・モノ・カネを呼び込む原動力とし、我が国の更なる成長につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成田国際空港については、本来は国が設置・管理を行うべき空港であるが、当該空港の設置・管理を効率的に行うため成田会社が行うこととされているものであり（空港法第4条）、空港管理者である成田会社の経営安定化を図る公益性は極めて高い。 ・ 「新成長戦略」等で着実な実施が求められている成田国際空港の抜本的な容量拡大・機能強化は、我が国の更なる成長のために不可欠であり、公益性が極めて高いものである。容量拡大・機能強化の実現には多額の設備投資（誘導路、エプロン等）が必要であるが、昨今の景気低迷や東日本大震災等によって、成田会社の経営状況が悪化していることから、設備投資の着実な実施を図るためには、本特例措置により成田会社の負担を軽減する必要がある。 ・ 成田会社については、これまで、完全民営化の方向性が議論されてきたが、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、成田会社の経営の在り方については、「今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」とされており、今後、所要の検討を行うこととしている。そのため、本特例措置についても、上記検討の結論が出され、措置されるまでの間については、国が成田会社の全株式を保有することとなり、成田会社の法人の性格は、他の国際空港の管理会社（関西国際空港会社・中部国際空港会社）と同様のものとなる（現在、関西国際空港会社・中部国際空港会社については、課税標準1/2で恒久の特例措置が認められている）。 		
本要望に対応する縮減案			
ページ	42	—	1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 空港法第4条において、本来は国が設置・管理を行うべき成田国際空港について、成田会社が設置・管理を行うこととされている。 (また、成田国際空港株式会社法第5条において、成田空港会社が行う事業の範囲として、成田国際空港及び同空港内の航空保安施設の設置・管理が規定されている。) 本特例措置の対象資産は、成田国際空港及び同空港内の航空保安施設の設置・管理を行う上で設置が必要不可欠なものである。 国土交通省の政策評価体系上、「24 航空交通ネットワークを強化する」に位置付けられている。
	政策の達成目標	「新成長戦略」等に基づき、首都圏の競争力を大幅に強化しアジアのヒト・モノ・カネを取り込むことで我が国の成長につなげるために、最短で平成26年度中に、成田空港の年間発着容量を現在の22万回から30万回まで拡大し、これに伴い首都圏空港を含むオープンスカイを推進するとともに、LCC・ビジネスジェットの入体制の整備、国内フィーダー路線の拡充等の機能強化を行うことで、アジアのハブ空港としての地位確立を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間：2年間（平成25年度まで）
	同上の期間中の達成目標	成田国際空港の年間発着容量を現在の22万回から27万回まで拡大し、これに伴い首都圏空港を含むオープンスカイを推進することに加え、30万回への容量拡大に必要な設備投資を着実に実施するとともに、LCC・ビジネスジェット対応のターミナル整備等の機能強化を進める。
	政策目標の達成状況	昨年10月に、成田空港の年間発着容量を30万回まで拡大することについて地元合意を得たところであり、現在、年間発着容量拡大に向けた設備投資を行うとともに、LCC・ビジネスジェット対応のターミナルに係る検討等、機能強化方策について検討を行っているところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者：成田国際空港株式会社
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 成田国際空港の容量拡大・機能強化を行うためには、多額の設備投資（誘導路、エプロン等）が必要となるが、昨今の景気低迷や東日本大震災等によって成田会社の経営状況は悪化していることから、本特例措置により成田会社の負担を軽減することにより、設備投資の着実な実施を図り、「新成長戦略」等に示された期間内での容量拡大（最短で平成26年度中に30万回まで拡大）、首都圏空港を含むオープンスカイ等の実現が可能となる。 上記の成田国際空港の容量拡大・機能強化による国際競争力の強化により、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与。（発着回数が30万回になった場合の経済波及効果は年間約8,824億円。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条第2項第23号） 不動産取得税の非課税措置（地方税法第73条の4第1項第23号）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政策評価体系での位置付け：「24 航空交通ネットワークを強化する」 上記項目の平成23年度予算額：1,768億円（うち、成田国際空港関係の予算額は2億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> 上記予算措置の役割：国が行う管制業務について、管制方式の高度化や施設の拡充整備を行うことで、成田国際空港の容量拡大・機能強化を図る。 本特例措置の役割：成田会社の経営安定化を図り、成田会社が行う基本施設等の整備を着実に実施させることで、成田国際空港の容量拡大・機能強化を図る。
	要望の措置の妥当性	<p>成田空港は、空港法上、本来であれば国が設置・管理を行うものとされているが、経営の効率化等の観点から成田会社が国に代わって設置・管理を行っているものである。現在、他の国際空港を設置管理する特殊会社については、特例措置（関西国際空港会社、中部国際空港会社については、課税標準2分の1の恒久措置）が設けられていることから、成田会社に係る特例措置を継続することは妥当である。</p> <p>また、成田空港は、国の国際ネットワークの拠点であるとともに、地域経済、地域の環境対策の要としての役割を担っており、成田空港の更なる容量拡大・機能強化は、地域経済に更なる活性化をもたらすものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象者は成田会社のみであるが、そもそも本特例措置は、特殊会社である成田会社について、①公団から特殊会社への経営形態の変更に伴う激変緩和、②経営安定化、③国際競争力の維持等の観点から、一定の軽減措置が認められたものであり、創設当初から成田会社のために設けられたものである。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 18 年度 1,625 平成 19 年度 1,457 平成 20 年度 977 平成 21 年度 1,069 平成 22 年度 849 (単位：百万円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成田国際空港の容量拡大・機能強化を行うためには、多額の設備投資（誘導路、エプロン等）が必要となるが、昨今の景気低迷や東日本大震災等によって成田会社の経営は厳しい状況にあり、本特例措置により成田会社の負担を軽減することで、設備投資の着実な実施が可能となり、「新成長戦略」等に示された期間内での容量拡大（最短で平成 26 年度中に 30 万回まで拡大）、首都圏空港を含むオープンスカイ等の実現が可能となる。 ・ 上記の成田国際空港の容量拡大・機能強化による国際競争力の強化は、空港周辺自治体の経済活性化に大きく寄与。（発着回数が 30 万回になった場合の経済波及効果は年間約 8,824 億円。）
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新たな誘導路の整備等更なる空港容量拡大に必要な施設の整備 → ・ B 滑走路を 2,500m まで延伸（平成 22 年 10 月供用開始） ・ 発着容量が 20 万回から 22 万回へ拡大（平成 22 年 3 月～）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和 40 年度（恒久措置）※特例率 1/2 延長 平成 16 年度（平成 20 年 3 月まで）※特殊会社化（株式会社）に伴い特例率 1/2 のまま時限措置化 延長 平成 20 年度（平成 22 年 3 月まで）※特例率を 1/2 から 2/3 に縮減し延長 延長 平成 22 年度（平成 24 年 3 月まで）※特例率を 2/3 から 3/4 に縮減し延長</p>
<p>ページ</p>	<p>42 — 3</p>